

# 京都府公報

号外 第53号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示  
○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課) ページ 1

## 告 示

### 京都府告示第638号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年12月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水源かん養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林
木 津 地 区	木津川市及び相楽郡一円	96.10 <sup>ha</sup>	190.14 <sup>ha</sup>	1.70 <sup>ha</sup>
宇 治 ・ 田 辺 地 区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.26	58.47	3.44
京 都 地 区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	775.97	113.94	3.20
亀 岡 ・ 園 部 地 区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	179.14	253.29	-
丹 波 地 区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	494.90	131.96	2.76
淀 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	455.29	94.42	-
由 良 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,021.45	162.88	-
綾 部 地 区	綾部市	460.71	140.79	12.92
由 良 川 中 流 地 区	福知山市	331.94	160.90	15.58
舞 鶴 地 区	舞鶴市	154.06	159.32	16.84
宮 津 地 区	宮津市及び与謝郡一円	415.31	126.28	1.50
峰 山 地 区	京丹後市	505.06	159.80	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地 区 名	区 域	許容限度面積
京 都 府 地 区	京都府の全域	338.39 <sup>ha</sup>